

| 第4回 枚方市教育委員会定例会 会議録 | | | | | | |
|---------------------|----------------------------------|---|-------------|------------------------------------|-------------------|-------|
| 開会 | 令和2年4月27日午後3時00分 | | | 閉会 | 令和2年4月27日午後4時02分 | |
| 日程番号 | 議案番号 | 案 件 | | | 結果 | |
| 1 | 報告第1号 | 臨時代理事項の報告について (1) 職員の人事異動について (2) 令和2年度構造改革に伴う教育委員会規則の廃止について (3) 教育監の設置に関する規則の設定について (4) 枚方市教育委員会事務局事務分掌規則等の一部改正について (5) 枚方市教育委員会事務局事務決裁規定等の一部改正について (6) 令和2年度構造改革に伴う教育委員会要綱の改正等について (7) 会計年度任用職員制度移行に伴う教育委員会要綱の廃止について (8) 枚方市教育委員会所管に係る財産及び公の施設使用規則の一部改正について (9) 教職員の人事異動について (10) 枚方市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について (11) 枚方市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について (12) 学校運営協議会委員の委嘱について (13) 議会の議決事項（令和2年度4月補正予算額（教育関係）について）の意思決定について | | | 承認 | |
| 構 成 員 | 教 育 長 | 奈良 涉 | 構 成 員 | 教 育 委 員 | 谷元 紀之 | |
| | 教 育 委 員 | 神田 裕史 | | 教 育 委 員 | 橋野 陽子 | |
| | 教 育 委 員 | 近藤 孝 | | | | |
| 説 明 員 | 教 育 監 | 奥 誠二 | 説 明 員 | 学 校 教 育 部 次 長 兼 教 育 支 援 推 進 室 長 | 千原 正敏 | |
| | 総 合 教 育 部 長 | 前村 卓志 | | 教 育 政 策 課 長 | 山下 恵一 | |
| | 学 校 教 育 部 長 | 狩野 雅彦 | | 教 職 員 課 長 | 嶋田 慎司 | |
| | 総 合 教 育 部 参 事 兼 学 校 教 育 部 参 事 | 森澤 可幸 | | 教 育 指 導 課 長 | 嶋田 崇 | |
| | 総 合 教 育 部 次 長 | 新内 昌子 | | 記 録 | 教 育 政 策 課 課 長 代 理 | 笠井 二郎 |

| | | | | |
|--|-----------------------|-------|-------|----|
| | 総合教育部次長 兼 中央図書館長 | 高橋 孝之 | 傍聴の人数 | 0人 |
| | 学校教育部次長 兼 総合教育部副参事 | 藤丸 知子 | | |

○奈良教育長 開会に先立ち、委員の出席状況について報告を求めます。

前村総合教育部長。

○前村総合教育部長 委員の出席状況について報告します。

本日の会議は全員出席です。

以上、報告を終わります。

○奈良教育長 報告のとおり、定足数に達しておりますので、ただいまから、令和2年（2020年）第4回枚方市教育委員会定例会を開会いたします。

次に、本定例会の会議録署名委員の指名を行ないます。

会議録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により、教育長において神田委員を指名いたします。

それでは、日程1、報告第1号「臨時代理事項の報告について」を議題とします。

説明を求めます。

前村総合教育部長。

○前村総合教育部長 ただいま上程いただきました報告第1号、臨時代理事項の報告につきまして、ご説明いたします。

議案書の1ページから3ページをご覧ください。

ご報告いたしますのは、2ページの2、臨時代理事項にございますとおり、臨時代理第29号から第40号、及び第1号でございます。これら13件につきましては、教育委員会の権限に属する事務につきまして、特に緊急を要すると認められましたため、教育長が臨時に代理いたしましたもので、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第3項の規定により、教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、議案書の4ページをご覧ください。

臨時代理第29号、職員の人事異動につきまして、ご説明いたします。

本件につきましては、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和2年3月31日付けで、教育長が臨時代理をいたしましたものでございます。

恐れ入りますが、19ページをご覧ください。

令和2年度枚方市定期人事異動の概要でございますが、目的といたしまして、公約施策の推進に向けた効率的でバランスの取れた執行体制の確立と、人事の刷新を図るため、実施したものでございます。

2. 基本方針といたしましては、他団体や民間ノウハウを取り入れるとともに、若年層の人材育成に資し、より時代の変化に順応できる柔軟な組織体制を目指す。限られた経営資源を有効に活用し、効率的かつ効果的なコンパクトで機動力のある組織を構築する。やる気のある若手職員をより早期に登用するとともに、あわせて女性活躍を推進する。職員個々の適性或専門性が活かされる適材適所の配置を進めることで、組織力の向上を図るものでございます。

異動者数の状況ですが、教育委員会におきましては、119人が異動となっており、このうち他部局への出向者が21人、他部局からの出向者が21人、教育委員会内の異動が77人となっております。なお、教育委員会内での昇格者は11人となっております。

恐れ入りますが、5ページにお戻りください。

なお、他部局への出向の一覧に記載の職員につきましては、出向先での発令となりますので、参考として記載させていただいております。

7ページをご覧ください。

異動の一覧に記載の職員につきましては、各部ごとの新所属の職制順でございます。時間の都合上、氏名の読み上げにつきましては、省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第29号の説明とさせていただきます。

続きまして、臨時代理第30号、令和2年度機構改革に伴う教育委員会規則の廃止につきまして、ご説明いたします。

議案書の21ページをご覧ください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和2年3月31日付で、教育長が臨時代理をいたしましたものでございます。

今回の教育委員会規則の廃止は、令和2年度の機構改革で文化財課及びスポーツ振興課が教育委員会事務局から市長部局に移管されたことに伴い、両課が所管していた教育委員会規則を廃止するものでございます。

廃止する規則につきましては、次ページにございますとおり、枚方市スポーツ推進委員に関する規則のほか、あわせて10の規則でございます。

22ページ下段の附則でございますが、本規則は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第30号の説明とさせていただきます。

続きまして、臨時代理第31号、教育監の設置に関する規則の制定につきまして、ご説明いたします。

議案書の23ページをご覧ください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和2年3月31日付けで、教育長が臨時代理をいたしましたものでございます。

今回の制定は、令和2年4月1日付けで、教育委員会事務局に教育監を置くこととしたため、教育監の設置に関する規則を制定するものでございます。

制定内容でございますが、当日配付の別紙1をご覧ください。第1条に、教育監の設置について、第2条に職務、第3条に職務遂行における原則と責任、第4条に教育監となる職員を定めるものでございます。第5条に、補則といたしまして、この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定めることとしております。

ページ下段の附則でございますが、本規則は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第31号の説明とさせていただきます。

続きまして、臨時代理第32号、枚方市教育委員会事務局事務分掌規則等の一部改正につきまして、ご説明いたします。

議案書の24ページをご覧ください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和2年3月31日付けで、教育長が臨時代理をいたしましたものでございます。

今回の改正は、主に令和2年度の機構改革及び会計年度任用職員制度への移行等に伴い、枚方市教育委員会事務局事務分掌規則のほか7件の規則について、所要の改正をするものでございます。

改正内容につきましては、当日配付の別紙2の7ページから始まります新旧対照表をご覧ください。なお、恐れ入りますが、機構改革及び会計年度任用職員制度に関する内容については、個別のご説明を省略し、その他の主な改正部分について、ご説明させていただきます。

7ページからの枚方市教育委員会事務局事務分掌規則関係ですが、12ページの第5条をご覧ください。第5条では、各部における総務担当課とその役割を明確にするための改正を行っております。

次に、16ページからの教育長に委任する事務等に関する規則関係ですが、今回、市長部局において、これまで市長の決裁事項であった人事に関する任免等の事務のうち、軽易なものについて副市長等に権限を下ろす改正がなされることに合わせ、第5条に教育長の専決事項として会計年度任用職員等に係る任免等について規定をする改正を行っております。

次に、17ページから枚方市教育委員会教育機関事務分掌規則関係ですが、市長部局の類似の規則と内容を合わせるため、第4条に図書館に置くことができる職として副主幹を規定し、第5条で、その職務権限を規定しております。

次に、21ページからの枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則関係ですが、先ほどの教育機関事務分掌規則と同様に、第3条で室、課に置くことができる職として、市長部局の規則に合わせ、副主幹を規定するとともに、第4条でその職務について規定しています。

恐れ入りますが、別紙2の6ページにお戻りください。

ページ下段の附則でございますが、本規則は、令和2年4月1日から施行するものでございます。また、附則の2につきましては、辞令の発令によらない人事異動として、特に辞令が発せられない限り、この表の左の欄の部署に勤務していた者は、右の欄の部署に勤務を命じられたものとみなすものでございます。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第32号の説明とさせていただきます。

続きまして、臨時代理第33号、枚方市教育委員会事務局事務決裁規程等の一部改正につきまして、ご説明いたします。

議案書の25ページをご覧ください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和2年3月31日付けで、教育長が臨時代理をいたしましたものでございます。

今回の改正は、先ほどの臨時代理第32号と同様に、主に令和2年度の機構改革及び会計年度任用職員制度への移行等に伴い、枚方市教育委員会事務局事務決裁規程ほか8件の規程について、所要の改正をするものでございます。

改正内容につきましては、当日配付の別紙3の17ページから始まります新旧対照表をご覧ください。資料のページ数の関係で、勝手ながら各項目を読み上げてのご説明は省略させていただきます。

ますが、機構改革及び会計年度任用職員制度への移行に伴うもののほか、先ほどの臨時代理第32号でご説明いたしました副主幹についての規定、各部の総務担当課の事務の明確化、人事に係る軽易な任免等の決裁区分の変更などについて、各関係規定に反映させる内容となっております。

恐れ入りますが、別紙3の16ページにお戻りください。

附則でございますが、本規程は、令和2年4月1日から施行するものでございます。また、附則の2及び3につきましては、今回の規程の改正前に行われた決裁行為等が改正後も効力を失わないこと等を定めたものでございます。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第33号の説明とさせていただきます。

続きまして、臨時代理第34号、令和2年度機構改革に伴う教育委員会要綱の改正等につきまして、ご説明いたします。

議案書の26ページをご覧ください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和2年3月31日付けで、教育長が臨時代理をいたしましたものでございます。

今回の改正は、令和2年度の機構改革等に伴い、枚方市日本語・多文化共生教室設置要綱等を改正するとともに、機構改革等に関連して7つの要綱を廃止するものでございます。

改正内容につきましては、当日配付の別紙4の19ページからの新旧対照表をご覧ください。改正箇所のほとんどが、機構改革に伴う担当部署名の改正でございます。なお、20ページの枚方市朝鮮語教室設置要綱関係につきましては、会計年度任用職員制度への移行に伴い、非常勤職員について規定していた部分を削除する内容が含まれているものでございます。

恐れ入りますが、別紙4の1ページにお戻りください。

最下段の附則でございますが、本要綱は、令和2年4月1日から施行するものでございます。なお、今回改正するその他の要綱につきましても、全て令和2年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、別紙4の23ページをご覧ください。

文化財及び文化財等に係る資料の取扱いに関する要綱等を廃止する要綱でございますが、こちらに記載しております7つの要綱につきましては、機構改革等により廃止するものでございます。

ページ下段の附則でございますが、本要綱は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第34号の説明とさせていただきます。

続きまして、臨時代理第35号、会計年度任用職員制度移行に伴う教育委員会要綱の廃止につきまして、ご説明いたします。

議案書の27ページをご覧ください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和2年3月31日付けで、教育長が臨時代理をいたしましたものでございます。

今回の要綱は、会計年度任用職員制度への移行に伴い、非常勤職員の設置について規定していた教育委員会要綱を廃止するものでございます。

廃止する要綱につきましては、別紙5の表をご覧ください。（1）進路選択支援相談員要綱を

はじめ、あわせて19の要綱でございます。

ページ下段の附則でございますが、本要綱は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第35号の説明とさせていただきます。

続きまして、臨時代理第36号、枚方市教育委員会所管に係る財産及び公の施設使用規則の一部改正について、ご説明いたします。

議案書の28ページをご覧ください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和2年3月31日付けで、教育長が臨時代理をいたしましたものでございます。

今回、市立小中学校及び幼稚園施設開放事業と市立小学校体育館施設開放事業の両事業の様式を統一し、学校から提出先を学校安全課に一本化したことに併せて、同規則の一部改正を行ったものでございます。

改正内容につきましては、33ページからの新旧対照表でご説明させていただきます。なお、文言の整理などにつきましては、説明を省略させていただきます。

主な改正内容につきましては、順次ご説明させていただきます。

表の右側、現行の第2条第1項「枚方市財産及び公の施設使用許可申請書（様式第1号）を委員会に提出し」の文言を「所定の申請書を教育長に提出し」に改めております。

また、第2項につきましては、現行の「使用しようとする日前、15日までに」の文言を、「前項の申請書を使用日の2月前の日から15日前の日までの間に」に改めるものでございます。

恐れ入りますが、議案書の29ページにお戻りください。

ページ下段の附則でございますが、本規則の施行日を令和2年4月1日とするものでございます。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第35号の説明とさせていただきます。

○奈良教育長 狩野学校教育部長。

○狩野学校教育部長 続きまして、臨時代理第37号、教職員の人事異動についてのご説明をいたします。

議案書33ページをご覧ください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和2年3月31日付けで、教育長が臨時代理をいたしましたものでございます。

議案書34ページをご覧ください。

1、臨時代理の内容につきましては、ご説明いたします。なお、ご説明の折、所属職名、氏名につきましては、省略をさせていただきます。

まず、幼稚園におきましては、表に記載のとおり、新規採用教諭として4名を採用いたしました。

議案書35ページをご覧ください。

35ページから次のページにかけて、表に記載の11名を任期付幼稚園講師として採用いたしました。こちらは、昨年度末の任期付講師の退職や、新たに設置した支援教育担当の任期付講師

に加え、必要数の不足を補うために採用したものでございます。

議案書36ページをご覧ください。

異動といたしまして、表に記載のとおり、任期付講師3名がそれぞれ異動しております。

続きまして、小中学校の新規採用の任期付講師について、ご説明いたします。

まず、小学校におきましては、第1学年から第6学年までの本市独自の学級編成の実施及び英語教育推進のため、議案書36ページから43ページにかけて表に記載のとおり、任期を1年とする任期付講師75名を採用し、各小学校に配置いたしました。

議案書43ページをご覧ください。

中学校におきましては、任期を1年とする任期付講師11名を採用し、内5名を学力向上の推進を図るため、対象校に配置し、6名を生徒指導の体制の充実を図るため、対象校に配置いたしました。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第37号の説明とさせていただきます。

続きまして、臨時代理第38号、枚方市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定についてのご説明をいたします。

議案書44ページをご覧ください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和2年3月31日付けで、教育長が臨時代理をいたしましたものでございます。

まず初めに、この規則を制定することになりました経緯につきまして、ご説明申し上げます。

平成28年度に文部科学省が実施いたしました「教員勤務実態調査」の結果により、改めて教師の長時間勤務の実態が明らかになりました。このことを受け、文部科学省が平成31年1月に「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を制定いたしました。本年1月には、先ほどのガイドラインが指針に格上げされ、その指針に記載されていることを実効性のあるものとするため、教育委員会において上限方針を条例や規則等において定めなければならないとされております。これを受けまして、このたび、本市におきましても、枚方市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則を新たに制定したものでございます。

それでは、内容につきまして、順に説明いたします。

議案書45ページをご覧ください。

第1条は、この規則の趣旨を、第2条は、教育職員の業務量の適切な管理等として、教育委員会が教育職員の業務量の適切な管理や健康及び福祉の確保を図るための措置を行うことを記載しております。

第3条は、上限時間の原則として、第1項では教職員の勤務時間の上限の範囲等を定め、第1号に、1月において45時間、第2号では、1年間において360時間としております。第2項に、突発的な業務等が発生した場合として上限の時間を定めております。第3項には、その他、必要な事項については別に定めることとしております。

第4条は、補足として、この規則に定めるもののほか、必要な事項については教育委員会が定めるものとしております。

なお、附則といたしまして、第1項では、この規則は令和2年4月1日から施行すること、第

2項では、令和2年8月31日までの間における第3条第2項第3号の規定の適用につきましては、同条中の5月の期間とあるのは、5月の期間、令和2年4月以後の期間に限るとしております。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第38号の説明とさせていただきます。

続きまして、臨時代理第39号、枚方市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正についてのご説明をいたします。

議案書47ページをお開きください。

本件は、令和2年3月30日付で、大阪府教育委員会より府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について通知がございました。市町村立学校に勤務する府費負担教職員につきましては、当該規則の規定を準用するものとされており、枚方市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則につきましても一部改正を行う必要があることから、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和2年3月31日付で教育長が臨時代理をいたしましたものでございます。

1、臨時代理の内容につきまして、参考資料の新旧対照表に基づいてご説明させていただきます。

49ページをご覧ください。

表の右側、現行の週休日の振りかえ等を定めております第7条におきまして、5行目の下線部及び第17条を、表の左側、改正後の5行目から6行目にかけての下線部、第17条、子育て部分の休暇、第18条、不妊治療休暇、第19条と改めております。

恐れ入りますが、議案書48ページをご覧ください。

附則といたしまして、この規則は、令和2年4月1日から施行としております。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第39号の説明とさせていただきます。

続きまして、臨時代理第40号、学校運営協議会の委嘱についてのご説明をいたします。

議案書50ページをご覧ください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和2年3月31日付けで、教育長が臨時代理いたしましたものでございます。

議案書51ページをご覧ください。

臨時代理の内容としまして、委嘱理由は、記載にございますように「地域とともにある学校づくり」を推進するため、地域住民、保護者、学校の運営に資する活動を行う者の各分野から選出されました方を、教育委員会の附属機関として設置した学校運営協議会の委員として委嘱したものでございます。

委嘱委員につきましては、このたび委嘱しました27校の学校運営協議会のそれぞれの委員を、学校運営協議会委員名簿といたしまして、議案書52ページから58ページに記載しておりますので、ご覧いただきますよう、お願いいたします。なお、委嘱機関につきましては、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間でございます。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第40号の説明とさせていただきます。

○奈良教育長 前村総合教育部長。

○前村総合教育部長 続きまして、臨時代理第1号、議会の議決事項（令和2年度 4月補正予算

額（教育関係）について）の意思決定について、ご説明いたします。

議案書の59ページをご覧ください。

本件につきましては、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和2年4月22日付けで、教育長が臨時代理いたしましたものでございます。

内容でございますが、60ページをご覧ください。令和2年度4月補正予算額（教育関係）を、費目ごとに表によりお示ししております。

表の最上段、左から3番目の列、補正額の欄をご覧ください。

9. 教育費における歳出補正予算額の合計は、2億6,492万8,000円となっております。内訳につきましては、（2）小学校費が8,922万5,000円の増額、（3）中学校費が1億5,253万4,000円の増額、また（6）保健体育費の学校給食費が2,316万9,000円の増額となっております。

それでは、詳細につきまして、まず、歳入についてご説明いたします。61ページの令和2年度4月補正予算概要説明（歳入）をご覧ください。

表の一番右の列の概要説明の上から3行目をご覧ください。教育費国庫補助金といたしまして、学校臨時休業対策費補助金として、総合教育部おいしい給食課から1,737万6,000円を計上しております。これは、新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休校による給食物資等に係るキャンセル料や違約金について、市の負担額の4分の3が充当される国の補助制度を活用するものでございます。

続きまして、歳出につきましてご説明いたします。62ページをご覧ください。

表の一番右の列の概要説明の上から3行目をご覧ください。小学校管理費の1. 学校ICT機器等整備事業経費といたしまして、学校教育部教育指導課から、使用料及び賃借料、備品購入費で8,922万5,000円を計上しております。

次に、2行下をご覧ください。同じく、中学校管理費の1. 学校ICT機器等整備事業経費といたしまして、学校教育部教育指導課から、使用料及び賃借料、備品購入費で合計1億5,253万4,000円を計上しております。

これらの経費は、新型コロナウイルスの影響で臨時休校が続く中、小学5・6年生と中学1～3年生の児童・生徒に、自宅で学習できるタブレットの導入について、前倒しで実施していくものでございます。

次に、2行下をご覧ください。保健体育費の学校給食費といたしまして、先ほど歳入のところでもご説明いたしました学校臨時休業対策事業補助金として、総合教育部おいしい給食課から2,316万9,000円を計上しております。

これについては、枚方市の学校給食会に補助金として支出し、実際の納入業者等への支払いについては、枚方市学校給食会が行うものでございます。

次に、債務負担行為設定分につきまして、63ページに記載しております。

先ほどの歳出で説明いたしました学校ICT機器等整備事業経費として、令和3年度から令和7年度までにかかる経費として、合計30億3,846万6,000円を限度額として設定しております。

以上、誠に簡単ではございますが、臨時代理第1号、令和2年度4月補正予算額（教育関係）についてのご説明とさせていただきます。

以上、報告第1号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○奈良教育長 これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷元委員。

○谷元委員 今、報告第1号、ご説明いただきましたけれども、その中で、13の臨時代理事項がございました。

私のほうから、(10)の枚方市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について、2、3、質問させていただきたいと思います。

まず、第3条にある在校時間には、どのような時間が含まれているのかお伺いします。また、時間外在校時間は、勤務時間から在校時間を差し引いた時間ということによろしいでしょうか。

○奈良教育長 鴨田教職員課長。

○鴨田教職員課長 教員の正規の勤務時間は8時30分から17時まででございます。しかし、教員は8時30分よりも前に出勤し、17時以降も残っている現状がございます。

例えば、朝は児童生徒の登校時に正門前で挨拶をしたり、職員室では保護者からの欠席連絡を受けたりしております。児童生徒の下校後には、職員会議や部活動があり、17時以降は提出物の点検やテストの採点、翌日の授業の準備、保護者の帰宅時間に合わせた電話連絡や家庭訪問、生徒指導事案が発生した場合には、勤務時間外であっても緊急の打ち合わせなどの会議を行うこともございます。

本市の場合は、出退勤システムによる打刻により勤務時間を把握しておりますが、読書や自己研鑽の時間、また間食や雑談といった時間はこの在校時間からは除算することとなります。これらの時間は本人申請により除算することとなるものでございます。

また、時間外在校時間の計算方法についてでございますが、勤務時間から在校時間を差し引いた時間でございます。

○奈良教育長 谷元委員。

○谷元委員 ありがとうございます。2つ目ですけれども、勤務時間の適正化や業務改善・効率化への支援として、どのような手立てが考えられますか。

○奈良教育長 鴨田教職員課長。

○鴨田教職員課長 災害時のときに使われる言葉に、自助・共助・公助という言葉がございます。働き方改革も同じであるとコンサルタントの澤田真由美先生が仰っておられます。自助は教職員一人一人が取り組むこと、共助はそれぞれの学校が取り組むこと、公助は教育委員会や市が取り組むこととのことでございます。

教職員課では、昨年度までの3年間で、自助、公助の取り組みが推進することをねらいとして、管理職や教職員の意識改革に取り組んでまいりました。モデル校では、一定の成果が見られ、良い事例を全校に発信することで公助の役割も担ってきたところでございます。これらの取り組みは、今年度引き続き実施してまいります。しかし、意識改革だけでは解決しません。人的な支援や物的な支援、例えば、市で配置しているさまざまな人材やICTなどの環境整備をさらに効果

的なものに見直していくことも必要だと考えます。

また、学校が抱えている様々な業務を、学校任せではなく、教育委員会が主体となって整理することも必要だと考えます。各所管課が、様々な指示伝達やアンケート調査といったものをばらばらに学校へ下ろしている現状もございます。教育委員会の全ての課が、当事者意識を持って、学校の働き方改革を真剣に考え、手立てを打っていく必要があると思います。

○奈良教育長 谷元委員。

○谷元委員 学校における働き方改革の実現は、教職員の意識改革とともに学校や教職員への支援が不可欠であると考えます。今後、学校における働き方改革の実現に向け、どのような環境整備を教育委員会として講じられる予定なのか、具体的な施策があれば教えてください。

○奈良教育長 狩野学校教育部長。

○狩野学校教育部長 学校教育部及び総合教育部より、それぞれお答えをいたします。

まず、学校教育部といたしましては、今後、学校や教職員への支援として、校務支援システムについて学校現場の意向を反映させた改修を行い、教員の多忙化解消を進めるとともに、タブレット端末導入等に伴う授業力向上や業務改善などを通じて、教職員の働き方改革を進めてまいります。

○奈良教育長 前村総合教育部長。

○前村総合教育部長 総合教育部では、学校運営に係る業務や学校において実施する諸事業、例えば学校校務員業務、学校施設管理業務、安全監視事業等について、事業ごとの連携や調整に係る負担軽減を図るため、これらの事業を包括的に民間委託することについて、検討を進める予定としております。

今後、学校現場の見直しだけでなく、教育委員会内における働き方改革を実現することを通じて、これまで以上に効果的、効率的な学校や教職員への支援につながるよう、検討を進めてまいります。

○奈良教育長 ほかに、質疑はありませんか。

神田委員。

○神田委員 私も今、谷元委員と同じですね、臨時代理第38号について質問をさせていただきます。

先ほど、担当部長からご説明がありましたように、平成31年の1月25日に中央教育審議会が学校における働き方改革に関する総合的な方策について答申が出されて、その後、文部科学省の事務次官通知が平成31年3月18日に、「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」という通知文が出ております。

その中で、2のところの1、基本的な考え方の中で、教育委員会は域内の学校における働き方改革に係る方針、計画等を示し、みずから学校現場に課している業務負担を見直すこと、こういうような文言が入っているのですが、この点についての進捗はどうでしょうか。

○奈良教育長 鴨田教職員課長。

○鴨田教職員課長 今おっしゃっていただきました、その改革の取り組みを受けまして、教育委員会が条例や規則等を定めるところから、この度のこの規則を定めているというところの流れでございます。

ただ、規則を定めたものを実際に運用していくためには、その運営のための方針というものをしっかりと作っていかなければいけないところでございますが、そちらについてはこれから作成していくところになります。

○奈良教育長 神田委員。

○神田委員 今のご説明をいただいて、今後の取り組みになるということですが、昨年ですね、令和元年の9月19日に、私たち教育委員会委員の研修会が9月にありまして、文部科学省の研修の場だったんですが、そこで学校における働き方改革について担当課長から説明があった資料の中で、学校のあり方の国際比較という資料が示されまして、教師の業務について、イギリスと日本を比べた比較なんですけど、授業、そして授業準備及び成績処理、それから生徒指導、保護者対応、部活動と、そして学校運営・研修等とこの5項目のパーセンテージを示されたのですが、日本の場合は、この授業以外の業務が約6割、イギリスの場合は約3割ということで、こここのところの授業以外の業務が非常に多いと。その中で、研修とか学校運営等はそう変わらない。イギリスの場合は部活動は地域でやっていますから入っていないんですが、生徒指導、保護者対応、部活動等は日本の場合は37%、イギリスは13%、こここのところが非常に、資料については少し古いのですが、そう変わらないと思います。やはり、こここのところの20%近い差があるわけですが、やはりこの生徒指導、部活動、保護者対応、ここらあたりをどのように改善していくのかが、まず大事かなというふうに思っています。それも含めて、今後進めて頂きたいと思います。

○奈良教育長 ほかに質疑はありませんか。

谷元委員。

○谷元委員 意見として言わせていただきたいと思います。

昨年度、枚方市では、国が指定した学校現場における業務改善加速事業を受けた楠葉中学校区の小学校、中学校では、学校のマネジメント機能の強化を図り、学校現場の業務改善を進め、教員が子どもと向き合う時間の確保につなげるための実践研究を行い、先ほど回答にもありましたように一定の成果が見られ、好事例も発信できたとのことでした。

中央教育審議会は、平成31年1月25日に、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導、運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」と題し、答申を出しています。

そこには、学校における働き方改革の目的は、教師のこれまでの働き方を見直し、教師が我が国の学校教育の蓄積と向かい合って、みずからの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになることである、と答申しています。

そして、教育の最前線で日々子どもたちと接しながら、子どもたちの成長に関わることができる喜びが大きいとはいえ、辛いことがあっても自らの時間や家族との時間を犠牲にしても、目の前の子どもたちの成長を願いながら教壇に立っている教師たち、これまで、我々の社会は、この教師たちの熱意に頼り続けてきたのではないだろうか。所定の勤務時間のはるか前に、登校する子どものために自分はさらに早朝に出勤する教師、平日はもちろん、一般の社会人が休んでいる休日まで子どもたちの心身の成長を願い、部活動に従事する教師、子どもの様子を一刻も早く共有するため、仕事をしている保護者の帰宅を待ってから面談をする教師。学校における働き方改

革は、我々の社会が、子どもたちを最前線で支える教師たちが、これからも自らの時間を犠牲にして長時間勤務を続けていくことを望むのか、心身ともに健康に、その専門性を十二分に発揮して、質の高い授業や教育活動を担っていくことを望むのか、その選択が問われていると書かれています。

もちろん、後者を選択することがこれからの社会において求められている選択であるはずですが。子どもたちの未来への可能性を最大限に伸ばし、質の高い教育を実現するには、これまでの働き方を見直し、教員一人一人が勤務時間管理を行い、日々の生活の質や教職人生を豊かにすることが求められています。そして、教員が自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるよう意識改革を図ることが重要です。

それと同時に、教育委員会は、学校における勤務環境の整備を進め、学校を支援していく必要があります。教育委員会をはじめ、学校管理職、教職員、関係者全員がこのことを共有し、それぞれがそれぞれの立場でできる取り組みは何かを考え、実行しなければなりません。「枚方市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」の制定に当たっては、総合教育部、学校教育部の全ての職員がこのことを共有し、学校現場の見直しだけでなく、教育委員会においても、働き方を見直し、業務を見直し、勤務体制を見直し、勤務時間管理を徹底して行い、勤務環境の整備に努めていただくよう、お願いいたします。

現在、新型コロナウイルス感染症の拡大により緊急事態宣言が出されているこの時期に、社会では勤務体制の見直しやテレワークをはじめとする働き方の見直しが行われています。今こそ知恵を絞り、過去の例に囚われず、思い切った発想で、この困難を乗り越えなければなりません。とはいえ、新型コロナウイルスという見えないものに日々おびえながら仕事に従事されている皆さん、もし自分が感染して、家族や同僚に感染を広げてしまったらという恐怖心と業務を停滞させてはいけないという責任感のはざまでも日々葛藤されながら仕事をされている事務局の皆さんのことを思うと心配で胸が痛みます。全ては子どもたちのためだけでなく、枚方市で働く全ての同僚のため、そして市民のため、今も大変なご苦勞をおかけしていますが、事務局の皆様、心から敬意と感謝を申し上げたいと存じます。本当にありがとうございます。どうか、お体をお気をつけくださいますよう、お願い申し上げます。

以上です。

○奈良教育長 ほかに質疑はありませんか。

神田委員。

○神田委員 私も、このことについて意見を述べさせていただきます。

今、新型コロナウイルスの対応等で非常にご苦勞いただいているわけですが、学校現場の教職員の採用等の状況を全国的に見ますと非常に低くなっている。特に小学校が少ないという状況で、やはり人材の確保というのが非常に喫緊の課題だと思います。その中で、やはりこの働き方改革というのは、早急に進めていく必要があると思っております。

このことにつきましては、平成31年1月25日、先ほど申しました中教審の答申、それを受けての文部科学省の「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を策定しております。この働き方改革の徹底ということで、先ほどお話ししました都道府県知事、都道府県教育委員会

教育長宛ての事務次官通知が出たわけですが、本日の案件の、この枚方市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定の趣旨というのは、やはり先ほど担当課長からありましたように、その実効性を高める観点からガイドラインを指針に格上げしたということでもあります。文部科学省の通知文等を見ますと、答申も踏まえて、学校と社会の連携の起点、つなぎ役として、学校における働き方改革のための取り組みを進めていきますと、こういうふうにあります。やはり、そういうふうを考えますと、人的な視点もあるわけですが、教育委員会がよりリーダーシップを発揮していくという点があるかなと思います。

この中教審答申の第4章、学校及び教師が担う業務の明確化・適正化を踏まえ、また事務次官通知では、先ほどの2の(2)の、業務の役割分担・適正化のために教育委員会等が取り組むべき方策として3点あげています。

1点目は、業務改善方針・計画等の策定及び業務削減目標の設定やフォローアップを通じたPDCAサイクルの構築。

2点目は、学校や地域で発生した業務の仕分けを実施し、他の主体への対応の要請、教師以外の担い手の確保、業務のスクラップ・アンド・ビルドにより負担を軽減、文部科学省からのメッセージを活用しつつ、必要性の低い業務を思い切って廃止。

3点目は、これまで学校・教師が担ってきた14の業務の在り方に関する考え方に基づく、役割分担・適正化のために必要な取り組みの実施となっています。

この14の業務は、3つに分かれておりまして、1つ目は、基本的には学校以外が担うべき業務として、例えば登下校に関する対応など4点、2つ目は、学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務として、児童生徒の休み時間における対応、校内清掃、部活動などの4点、3つ目は、教師の業務だが負担軽減が可能な業務として、給食時の対応、授業準備、学校行事の準備、運営など6点。以上、14点あるわけです。

また、学校が取り組むべき課題として、1点目は、教職員間で削減する業務を洗い出す機会の設定。2点目は、校長は、校内の分担を見直すとともに、自らの権限と責任で、学校の伝統として続けているが、必ずしも適切と言えない、又本来は家庭や地域社会が担うべき業務を大幅に削減というのをあげております。

中央教育審議会答申や文部科学省のガイドラインが出されたことから、業務アシスタントの配置による業務改善が進められつつあり、また中学校の部活動指導の適正化も図られています。しかし、取り組みは始まったところだと思います。

枚方市教育委員会では、教職員が学校教育に専念できる環境を整え、子どもたちにとって良い学びの環境の充実を図るため、学校園運営サポート事業が今年度から順に進められています。先ほど、担当課長からありましたように、教職員一人一人の働き方に関する意識改革とともに、中央教育審議会答申や文部科学省の事務次官通知にありました、これまで学校教師が担ってきた14の業務について、文部科学省の動向を踏まえながら教育委員会と学校が密に連携をとり、具体的な取り組みを進めていくことが重要と思います。

この先ほどの事務次官通知の最後の4に、学校における働き方改革の確実な実施のための仕組みと確立とフォローアップ等では、各教育委員会において、それぞれの地域での学校における働

き方改革の方針を策定し、定期的に教育委員会会議や総合教育会議の議題として扱うことで、学校や教師が置かれている状況について市長をはじめとした行政部局とも共有して、共通理解を深め、教育委員会組織内の体制整備や業務の精選を図りつつ、各学校の取り組みの進展状況を踏まえながら、随時必要な施策に取り組むこととあります。このことを踏まえまして、学校の働き方改革が進みますよう、よろしく申し上げます。

○奈良教育長 ほかに質疑はありませんか。

これをもって質疑を終結します。

これから報告第1号を採決します。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奈良教育長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

以上、本定例会に附議された案件は全て議了しました。

これをもって、令和2年(2020年)第4回枚方市教育委員会定例会を閉会いたします。

署 名

奈 良 涉

神 田 裕 史
